

# 「任意整理の成功のために」

2011. 10. 22

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村達也

## 1 「任意整理（協商）」、「特定調停（調解）」はどのように進められるか。

「任意整理」は裁判所が関与しないで、借主（債務者）が弁護士や司法書士を代理人として個別に貸金業者（債権者）と交渉して、その返済方法を協定する方法をいう。多くは借主の返済能力に合わせて長期の分割返済にしたり。借主の債務額が大きすぎる場合は、元金の一部を支払った場合、残元金や利息を放棄するという内容の協定が行われる。この場合、日本では利息制限法（年15%～20%）を超えて借主が「任意支払」を事実上強制させられてきた事実があるので、この過払分を元金に充当して残額を支払う。長期に支払っている場合に「過払金」が発生する場合には債権者が借主に過払分を返済するという交渉が行われる。

「特定調停」は、任意整理を借主の代理人である弁護士や司法書士が行う代わりに簡易裁判所の調停手続で行う方式です。調停委員が貸主（債権者）の債権を調査して、分割若しくは一部元金や利息放棄の条件で返済方法を定めるもの。この方法は手数料が不要なため借主にとって安くすむという利益がある。

## 2 債務者或いは弁護士の交渉の切り札は？交渉のテクニックはどのようなものか？

実際成功するものか？この交渉が成功し、切り札となるために、いくつかの条件が必要です。

第1は、弁護士や司法書士が借主の代理人になった旨の通知を債権者に発送した後は、債権者は借主に直接交渉してはならないというルールが確立していること。

第2は、借主が簡易裁判所に特定調停の申立をした後は、債権者は調停の場で話し合いをしなければならないというルールが確立していること。

第3は、債権者が第1、第2のルールを無視して違法な取立行為をした場合に民事の損害賠償責任や刑事罰を受け、貸金業者が監督官庁から登録の取消や営業停止などの行政処分を受けるというルールがなければならない。日本では30年間の借主保護運動の中で、このルールが法定されたし、どこまで取立行為が許されるかという取立行為の限界は、過

去に判例がたくさん積み重ねられてきて、それが今日の法律に定められています。

日本では、このような前提が確立されているので代理人による任意整理交渉は成功している。債権者が代理人の提案を拒否すれば、後は裁判所に提訴して債権回収しなければならなくなるが、現実には比較的小口の債権であるし、弁護士に依頼して費用をかけて裁判をしても、債務者には差押えできる財産がなく、費用倒れになるので、債権者も債務者の支払能力や回収できる程度を判断し妥協して交渉を成立させることになる。

代理人がついている限り、借主本人に直接請求することが出来ないというルールは債務者の平穏な生活を守るのに大きな役割を果たしている。これらは弁護士の努力で確立されたルールである。この規制を根拠に、債権者による違法な取立禁止の仮処分命令も出されている。

### 3 手続中においてどのように債権を特定するのか？

貸金業者は、債務者に対する貸金帳簿の保管が義務づけられている（取引経過後5年間）。従って借主若しくは借主の代理人は債権者と交渉を始める前に、借主の取引開始時点から今日迄の借り受けと返済金の経過一切の開示を求めることが出来るし、貸金業者・債権者はこれに答えなければならないという判例が確立している。

従って、借主側は取引の開始から今日迄の取引全てを知ることが出来る。債権者がこの回答をごまかしたりすると、行政処分の対象になる。

### 4 免責の割合を高めた経緯は何か？多重債務者はどのように努力したか？

裁判所が破産者を免責するべきか、免責を不許可にするべきかを判断するとき、まず法律に根拠があればその基準に従うのは当然であるが、この基準があいまいで、ある時には国民の多重債務者に対する倫理的批判の程度によって、解釈運用がなされることになっている。

これは裁判官の法意識は国民の法意識に依拠しているからである。国民が多重債務に陥る原因が、貧困にあるとの正しい認識を持っていれば、厳しい批判的姿勢なしに免責に理解を示すようになる。

貧困の故に社会的、経済的な弱者の故に支払い遅滞、支払不能も仕方がないと多重債務者の生活を正しく理解し、同情を示すようになれば、裁判所は国民のこの法意識を受けて、広く免責を認めるようになる、

このため多重債務問題の解決のために、正しい理解のために多重債務者が力を合わせて、また弁護士や司法書士などが、これらの多重債務者に協力して国民世論を善導する必要がある。

貸金業者の高利や違法・不当な営業方法を社会に告発して世論を改めていくことが大切である。世論を借主責任論から貸主責任論に変えてゆかなければ、真の問題解決はない。国民世論や人々の意見を変えるためには、長い時間をかけた組織的継続的な取り組みや運動が必要である。